

令和2年8月4日(火)

令和2年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

# 会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合



令和2年第2回岸和田市貝塚市  
清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和2年8月4日（火） 〕  
〔 午後1時30分 開 議 〕

- 第 1 会期決定について
- 第 2 議案第9号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第10号 令和2年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について

出席議員（14名）

1番	井	舍	英	生	2番	宇	野	真	悟
3番	岡	林	憲	二	4番	烏	野	隆	生
5番	来	原	佳	一	6番	中	井	良	介
7番	西	田	武	史	8番	米	田	貴	志
9番	牛	尾	治	朗	10番	川	岸	貞	利
11番	北	尾	修		12番	中	山	敏	数
13番	真	利	一	朗	14番	藪	内	留	治

欠席議員（なし）

---

出席議事説明員

管理者	永	野	耕	平	副管理者	藤	原	龍	男
事務局長	谷	藤	健		事務局次長	榎	崎	賀	代
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	猪	口	昌	宏
基幹整備担当参事	太	田	健	一					

午後 1 時30分開会

○真利一朗議長

ただいまから令和 2 年第 2 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○真利一朗議長

ただいまの報告のとおり、出席議員は14名をもちまして会議は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者は、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、4 番、鳥野隆生議員、5 番、乗原佳一議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の 1 日にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は 1 日に決定いたしました。

次に、日程第 2、議案第 9 号特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。永野耕平管理者。

○永野耕平管理者

ただいま上程の議案第 9 号特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 1 条における地方自治法の準用規定の条項が、令和 2 年 4 月から施行しました会計年度任用職員制度に関する項の追加により、項ずれが起きましたので、お手元にお配りしている議案参考資料 1 ページの新旧対照表のとおり、第 203 条の 2 の第 4 項を第 5 項に改正しようとするものであります。以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 10 号令和 2 年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。永野耕平管理者。

○永野耕平管理者

ただいま上程の議案第 10 号令和 2 年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和 2 年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事につき、本案のとおり工事請負契

約を締結いたしたいためのものであります。

当点検整備工事は、毎年、法の定めにより点検しなければならないものに併せ、整備が必要となったものについても、効率的に整備を図ろうとするものであります。なお、工事請負契約の内容につきましては事務局長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。谷藤事務局長。

○谷藤 健事務局長

それでは、議案第10号令和2年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の概要について、お手元にご配付させていただいております参考資料に基づき説明させていただきます。

参考資料2ページ、参考1をご覧ください。

こちらの表は、今回の定期点検整備工事における概要を一覧表にしたものでございます。表には、整備工事をを行います施設や設備を①から⑩までの10項目に分類し、点検整備機器の名称や設備の概要について示しております。

整備工事の内容につきましては、3ページの参考2、施設のプラント全体フローシート図を基に説明させていただきます。

主な整備工事の内容については、図面中の着色部分に丸つきの番号で示してございます。この番号は2ページの参考1、一覧表の番号とも合わせております。また、対象となります設備の分類を左下に凡例で示しておりますので、併せてご覧ください。

まず図面左、中ほど上、赤色に着色した①は、受入れ供給設備の火災検知カメラでございます。可燃ごみに混じってピットに投入された不適物などによる発火を早期に検知し、消火用放水銃と連動して、火災を防止する火災検知装置の点検整備を行います。

次に、図面左、中ほど、オレンジ色に着色した②、ここはごみを焼却する焼却設備部分でござい  
ます。3炉あるうちの2号炉は、ごみの乾燥エリ

アである乾燥段の火格子が経年により摩耗しているため、交換を行います。1号炉、3号炉は投入ホッパ下部の防護板が経年により摩耗しているため、交換を行います。また、全炉において劣化した耐火レンガの部分交換、耐火物の点検補修や付着した灰などを清掃除去の上、廃棄物処理法に基づく法定検査を行います。

次に、③は②のすぐ上、ピンク色の着色箇所になります。燃焼ガス冷却設備で、高温、高圧の蒸気を発生させるボイラ部分でござい  
ます。3号炉のボイラ水管の一部、約4平方メートルが腐食性の排ガスにさらされ劣化しているため、更新を行います。また、排気復水ポンプについても、経年による劣化が相当進行しているため、更新を行います。さらに、全炉において、ダイオキシン類の蓄積を防ぐため、ボイラ、S/Hと示して  
おります過熱器、ECOと示して  
おります節炭器に付着した灰などの清掃除去を行います。

②、③につきましては、高所作業となり、焼却炉内で複雑で大がかりな仮設足場の設置が必要とな  
ってまいります。作業場所は狭く、法令で定められた防護服、防護マスク、防護眼鏡などの保護具を着用するため、作業環境は極めて厳しく、非常に作業効率が悪いものとなっております。これら焼却設備とボイラ部分の整備工事が今回の主たる内容となります。

次に、④は図面中ほど、青緑色に着色した箇所で、排ガス処理設備のバグフィルタでござい  
ます。排ガスに含まれているばいじんや有毒ガスを除去するものですが、3号炉のバグフィルタの能力が低下していることから、排ガスの管理基準値を遵守するため、更新を行います。

次に、図面左上、黄色に着色した⑤は余熱利用設備の蒸気タービンでござい  
ます。高温、高圧の蒸気で発電機を高速回転させるもので、回転機器に使用している潤滑油の分析を行います。

次に、⑥は図面中ほど、青色に着色した箇所で、通風設備の誘引通風機でござい  
ます。焼却による排ガスを煙突へ通風するもので、ファンの回転数

を制御する装置の分解整備を行います。

次に、⑦は図面右下、緑色に着色した箇所で、灰出し設備の飛灰混練機でございます。バグフィルタから排出されたばいじんと重金属の溶出を抑制する薬剤を混合するためのもので、分解整備を行います。

次に、2ページの参考資料1にお戻り願います。

表の下ですけれども、⑧電気設備でございます。当クリーンセンターの発電設備は一般家庭約2万軒分の利用量に相当する電気を発電することができます規模のごみ発電所ですので、電気事業法に基づく法定検査を行います。これらの検査については、全炉を停止した上で仮設の発電機を備えての作業となります。また、検査の範囲については、焼却施設、リサイクルプラザ施設など、施設全体が対象となります。

次に、⑨の雑設備では、排ガス洗浄で使用いたしますアンモニアガスの漏えいを検知するガス検知器などの点検整備を行います。

⑩のリサイクルプラザでは、資源ごみから選別したペットボトルを圧縮する梱包機の点検整備などを行います。

以上が整備工事についての主な内容でございます。

続きまして、工事工程について説明させていただきます。4ページ、参考3、工事工程表をご覧ください。

各焼却炉と共通設備の点検整備について工程を示したものでございます。契約締結後、3号炉、2号炉、1号炉の順で焼却炉の運転計画に基づき炉を停止し、点検整備工事を進めてまいります。共通設備になります電気設備、蒸気タービン発電機などの点検整備につきましては、10月に約3週間の予定で全炉を停止して行います。なお、全炉停止の期間中についても、ごみの受入れ業務は通常どおり行うこととしております。

工期としましては、工事完了後の性能確認などを含めまして、令和3年3月31日までといたしております。

また、契約しようとする金額は、議案書に記載のとおり2億4,827万円でございます。なお、契約の相手方は、施設の運営上、限られた期間で施工する必要があり、設備全体の特質を理論的、技術的に十分把握していることが必要不可欠であることから、当クリーンセンターの建設工事の設計・施工業者である川崎重工業株式会社関西支社と随意契約をしようとするものでございます。

工事請負契約の説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論はないものと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和2年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後1時47分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 真 利 一 朗	
同 議 員 烏 野 隆 生	
同 議 員 来 原 佳 一	

令和2年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件名
議案第9号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第10号	令和2年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について

議案第9号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり  
改正するものとする。

令和2年8月4日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者 永野 耕平

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第203条の2第4項」を「同法第203条の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 10 号

### 令和2年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について

令和2年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月4日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者 永野 耕平

#### 記

- 1 契約の目的 令和2年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事
- 1 契約の方法 随意契約
- 1 契約金額 金248, 270, 000円
- 1 契約の相手方 大阪市北区曾根崎2丁目12番7号(清和梅田ビル)  
川崎重工業株式会社 関西支社  
支社長 河合 宗一